

全農薬通報

No. 337

2023 年（令和 5 年）2 月 28 日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・農薬工業会賀詞交歓会
- ・日本植物防疫協会主催シンポジウム
- ・全農薬地区会議
- ・第 99 回植物防疫研修会

◎行政からのお知らせ

- ・農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況

◎全農薬ひろば

- ・ナノハナ



全国農薬協同組合



〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

2023年（令和5年）

- 4月26日(水) 10:30~17:00 第308回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 7月～9月(開催日未定) 農薬シンポジウム(山形県、大分県)
- 7月27日(木) 13:30~17:00 安全協常任幹事会・情報交換会
- 9月21日(木) 10:30~17:00 第309回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 10月上旬 植物防疫研修会
- 10月24日(火) 13:30~15:30 監査会(理事長、監事)
- 10月下旬 第10回 農薬安全コンサルタントリーダー研修
- 11月15日(水) 13:10~15:00 第310回理事会
- 11月16日(木) 10:00~19:30 第58回通常総会・第46回安全協全国集会
- 12月13日(水) 10:30~17:00 第311回理事会(執行部協議会、各委員会)
- 12月14日(木) 10:30~12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

- 5月17日(水) 令和5年度 農薬工業会 総会
- 6月6日(火) 令和5年度 日本くん蒸技術協会 総会
- 6月9日(金) 令和5年度 日本植物防疫協会 総会
- 6月12日(月) 令和5年度 全国植物検疫協会 総会
- 6月15日(木) 令和5年度 農林水産航空協会 総会
- 6月20日(火) 令和5年度 緑の安全推進協会 総会
- 11月8日(水) 虫供養 農薬工業会



ジンチョウゲ（沈丁花）

花言葉『永遠』『不死』『不滅』『栄光』

組合からのお知らせ

1. 令和5年度農薬工業会賀詞交歓会

日時：2023年（令和5年）1月5日（木）12：30～

場所：経団連会館

出席者：鈴木 参事、植草 技術顧問

農薬工業会は恒例の賀詞交歓会を上記の日程・場所にて開催し、農林水産省、農薬メーカー、学識経験者など関係者230人が参加した。



● 本田会長挨拶（日産化学取締役副社長）



グローバルに食料安全保障が課題となる中、農薬を含めた作物保護の重要性が高まり、世界の農薬業界については、南米、北米、アジアの伸びを要因に今後も上昇が見込まれ、日本国内の農薬年度の総出荷額は、水稻用の殺虫殺菌剤の減少を園芸・畑作殺菌剤、その他分野の除草剤の伸びがカバーし前年比0.9%増した。今後、科学的根拠に基づき、農薬の安全性を一層確保するとともに防除に有効な農薬が農家に適切

に提供されることを目指し、関係府省と引き続き意見交換を進めていく。

● 佐藤正参事官来賓挨拶（農林水産省大臣官房）



農薬の安全性に関する懸念については、科学的知見に基づく正確な情報の発信や丁寧な説明はもちろん大事だが、社会が農薬に求める安全性のレベルがあがっているため、より一層の安全性向上の取り組みが重要。

今後も生産力向上と持続性を両立させる農薬の開発製造を通じて安全性の確保・向上を図りつつ、国内の農業生産、食料生産はもちろん、需要が拡大する世界の食料生産を支えていってほしい。

● 藤本副会長乾杯（住友化学執行役員）



昨年は大きな国際情勢の変化により、世界の資源供給、農産物の流通が阻まれ、エネルギー・食料の安全保障がいかに大事か認識させられる一年になった。同工業会には作物保護分野の様々なイノベーションの創出を通じ、食料の安定供給への貢献が求められる。また、それに応えていかねばならないと考えている。

小澤敏副会長（三井化学アグロ代表取締役社長）の中締めにより、盛会のうちに終了となった。

2. 日本植物防疫協会主催シンポジウム

「農業生産現場が直面する病虫害防除の課題を考える」

日時：2023年1月17日（火）13:00～17:30

場所：日本教育会館一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

形式：会場での参加（150名）、オンラインでの参加（ウェビナー500名）

参集範囲：国及び都道府県の行政・試験研究機関、普及指導機関、独立行政人、大学、JA、農薬企業、防除機企業および関係団体

趣旨：AI、IoTを活用したスマート農業が推進されている中、現時点の農業現場での生産環境や病虫害防除に関する実態を把握し問題点を明らかにすることが、今後の農業生産を考える上で重要となる。農産物の品質や収量を維持しなければならない一方、農業生産現場では、就農者の高齢化・担い手不足のために、省力化・効率化はもちろんのこと、低コスト化も求められている。また、技術の伝承にも課題を抱えている。このような状況を踏まえ、今回のシンポジウムでは、生産振興を進める農林水産省生産局、生産物を流通・販売する立場の全国農業協同組合連合会から講演を頂くとともに、農家、農業改良普及センター、JA、農薬卸商、農薬メーカー等異なる立場からのパネルディスカッションを行い、農業生産現場で発生している生産環境、病虫害防除に関する課題を明らかにするとともにその共有化を図る。



出席者：植草 技術顧問

開会挨拶：富田専務理事

これまでのシンポジウムでは、スマート農業技術による今後の病虫害防除について検討してきた。これを踏まえ、更に現場目線で議論するため、講演と様々な立場のパネラーによる議論を行い、今後の課題を共有し解決の一助となることを期待している。

プログラム

各作物の生産動向、特性と価格変動、物流、消費動向、輸入からの奪還、輸出に向けた取り組み、緑の食料システム戦略、現場における課題と対応方向について講演。

(1) 野菜生産の現状と課題を踏まえた病虫害防除への期待

農林水産省農産局園芸作物課 今野 聡 氏

野菜生産は、就農者の減少・高齢化が課題。栽培から出荷までの技術革新等による省力化も課題。国内生産・野菜消費の拡充はもとより輸出の拡大が課題。

労働力の確保、持続的な生産への取り組み強化、加工・業務用への対応強化、輸出拡大の促進等を目指し対応策を構築したい。

(2) 農業生産現場から考える病虫害防除体系の策定と課題

全国農業協同組合連合会耕種資材部 住田 明子 氏

主食用米の需要が一貫して減少、産地では高価格帯米を生産する傾向。需要は中食・外食の占める割合が増加傾向。これに対応した生産・流通・販売の取り組みが課題。また、加工品は増加傾向にあるが、さらに多収米の導入・生産・流通コストの削減・輸出先国の規制に対応し、国際競争力を向上させる必要がある。

大豆で国産は高付加価値化に向け需要が高まるが、生産量が安定していない。

麦でも、単収の年次変動が大きい。対応策としての稲・小麦・大豆の輪作を、効率を高めながら安定した収量を得るための指導が必要。

果樹では、高価格帯の品種の導入で産出額は増加。労働生産性が悪く、高齢化等で産地の維持が困難。省力樹形の導入や基盤整備、省力防除の導入が課題。

2名の講演者と6名のパネラーを加え、富田専務理事の司会で討論が進められた。

(3) パネルディスカッション

有限会社久保田農場	金井 和行 氏
株式会社あぐりフルーツ	反田 公紀 氏
茨城県鹿行農林事務所	高木 素紀 氏

愛知県経済農業協同組合連合会 三宅 律幸 氏
株式会社ランドサイエンス 田邊 清 氏
アグロカネショウ株式会社 美野 光哉 氏



それぞれの立場での問題が挙げられた。生産者、指導者、農薬販売業者等の立場から、様々な問題点が挙げられ、これら問題点に対して、発生予察情報に関する事項と情報の共有化、マルチローターなどの省力防除、植物防疫関係機関の情報共有と連携に焦点を絞って議論を進めた。発生予察情報関係では、人員の関係から現場での病虫害診断が難しくなっているため、生産者の気づきが重要となる。診断アプリの活用もあるが、技術のデジタル化・見える化を進める必要がある。発生予察に関しても速やかな情報伝達の仕組みを構築する必要があり、診断と対策の両方の情報提供が重要である。省力防除では、就農者の減少から、省力化防除の一層の進展が必要となる。マルチローターは一つの手段ではあるが、水稻を除き高濃度少水量散布での防除効果の立証が少ない状況にあり利用を躊躇する場面もある。病虫害の発生に関しセンシングの活用も必要となる。情報共有と連携では、指導機関・流通・生産者・メーカー等関係機関が定期的に情報共有することが必要であり情報発信も様々な手段の活用が必要となる。簡便に情報にアクセスできる情報プラットフォームの構築が必要ではないか等、多くの意見が出された。

3. 2023 年度 中国・四国地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 1 日(水) 11：00～16：20

開催場所：オークラホテル丸亀（香川県丸亀市富士見町）

出席者：大森理事長、田中理事、喜多理事（地区長）、金井監事、組合員 43 名、
賛助会員 23 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の金井監事より開会が宣言され、
下記のとおり会議が進行した。

- ・開会挨拶：四国地区長 喜多 理事
- ・挨拶と全農薬の概況報告：大森 理事長



金井 監事



地区長 喜多 理事



大森 理事長

- ・安全協活動について（2023 年事業計画等）：
 - 中国地区 田邊副会長（㈱ランドサイエンス）
 - 四国地区 中西常任幹事（入交グリーン㈱）
- ・指導農薬の説明：

プリグロックスL 安全対策協議会	吉田 浩之 様（シンジェンタジャパン㈱）
ランネット普及会	黒川 治 様（三井化学アグロ㈱）
クロルピクリン工業会	新美 達生 様（事務局長）

- ・「植物防疫及び農薬関係行政の情勢について」

中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課 牟田 繁司 様



藤本 伸 氏（香川県）



奈尾 雅浩 氏（愛媛県）

- ・「香川県における環境にやさしい農業の取り組みについて」

香川県農政水産部農業経営課環境・植物防疫グループ 藤本 伸 様

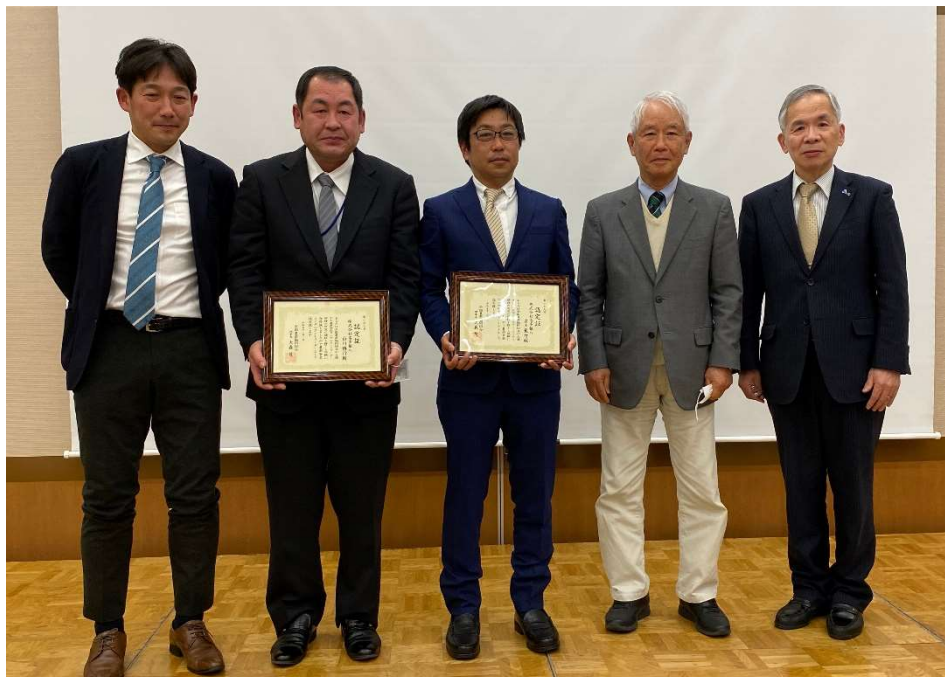
- ・「愛媛県における最近の病害虫の発生と対策」

愛媛県農林水産研究所 農業研究部 奈尾 雅浩 様

- ・農薬安全コンサルタントリーダーへの認定書の授与

大森 理事長より認定書の授与

農薬安全コンサルタントリーダー（代表者）挨拶



農薬安全 CL に認定された 白川 博行 氏 古川 範行 氏

- ・閉会挨拶：田中 理事

安全協幹事の皆さんに受付、資料配布等をお手伝いいただきました。
ありがとうございました。



田中 理事

3. 2023 年度 近畿地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 2 日(木)13：00～16：30

開催場所：大阪ガーデンパレス（大阪市淀川区西宮原）

出席者：大森理事長、金田理事（地区長）、橋爪理事、
組合員 11 名、賛助会員 26 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の橋爪理事より開会が宣言され、下記のとおり会議が進行した。



橋爪 理事

- ・開会挨拶：近畿地区長 金田 理事
- ・挨拶と全農薬の概況報告：大森 理事長



地区長 金田 理事



大森 理事長

- ・安全協活動について（2023 年事業計画等）：
近畿地区 金田 理事（近畿地区常任幹事兼務）

- ・指導農薬の説明：

プリグロックスL 安全対策協議会	齊藤 健央 様（シンジェンタジャパン(株)）
ランネット普及会	水野 貴仁 様（コルテバ・ジャパン(株)）
クロルピクリン工業会	新美 達生 様（事務局長）

- ・「農薬行政を巡る状況」

近畿農政局消費・安全部農薬管理課 山本 くるみ 様



金子 修治 氏（大阪府）

- ・「クビアカツヤカミキリの生態と防除対策」

大阪府立環境農林水産総合研究所食と農の研究部 金子 修治 様

- ・農薬安全コンサルタントリーダーへの認定書の授与

大森 理事長より認定書の授与

農薬安全コンサルタントリーダー（代表者）挨拶



農薬安全 CL に認定された 村田 国廣 氏 寺井 一徳 氏 柿本 聡 氏

- ・閉会挨拶：橋爪 理事

4. 2023 年度 北陸地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 7 日(火) 13：30～17：00

開催場所：石川県地場産業振興センター新館（金沢市鞍月）

出席者：大森理事長、中村理事（地区長）、組合員 54 名、賛助会員 18 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の中村理事より開会が宣言され、下記のとおり会議が進行した。

・開会挨拶：東海・北陸地区長 中村 理事

・挨拶と全農薬の概況報告：大森 理事長



地区長 中村 理事



大森 理事長

・安全協活動について（2023 年事業計画等）：

石川県 本崎 英治 安全協幹事（東海物産(株) 富山営業所）

富山県 谷内 誠 安全協幹事（株山正 北陸支店）

福井県 宮越 秀哉 安全協幹事（株上田五兵衛商店）

・指導農薬の説明：

プリグロックスL 安全対策協議会 吉岡 弘夫 様（シンジェンタジャパン(株)）

ランネット普及会 田中 俊実 様（TKI ジャパン(株)）

クロルピクリン工業会 志田 篤彦 様（技術顧問）

・「植物防疫及び農薬関係行政について」

北陸農政局消費・安全部農産安全管理課 佐々木 和俊 様

紋枯病 発生状況

図 発生株率の推移
(R4年度農業研究所:県内45か所)

- ・初発確認は6月27日と遅い(平年6月23日)
- ・紋枯病に効果のある苗箱施薬が使用されている

岩田 忠康 氏 (富山県)

・「2022 年度富山県における主要病害虫の発生状況について」

富山県農林水産部総合技術センター農業研究所 岩田 忠康 様

・ 閉会挨拶：中村 理事



安全協幹事の皆さんに受付、資料配布等をお手伝いいただきました。
ありがとうございました。

5. 2023 年度 東海地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 8 日(水) 13：00～16：30

開催場所：メルパルク名古屋（名古屋市東区葵）

出席者：大森理事長、鈴木健司理事、村上理事、青木理事、堅田理事、
組合員 36 名、賛助会員 27 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の村上理事より開会が宣言され、下記のとおり会議が進行した。



- ・開会挨拶：鈴木 健司 理事

- ・挨拶と全農薬の概況報告：大森 理事長

- ・安全協活動について（2023 年事業計画等）：

三重県	田中 春樹	安全協常任幹事（東海物産(株) 三重支店）
静岡県	高木 正博	安全協幹事（日星コーポレーション(株)）
愛知県	石川 博	安全協幹事（東海物産(株) 名古屋支店）
岐阜県	奥村 孝則	安全協幹事代理（(株)山正）

- ・指導農薬の説明：

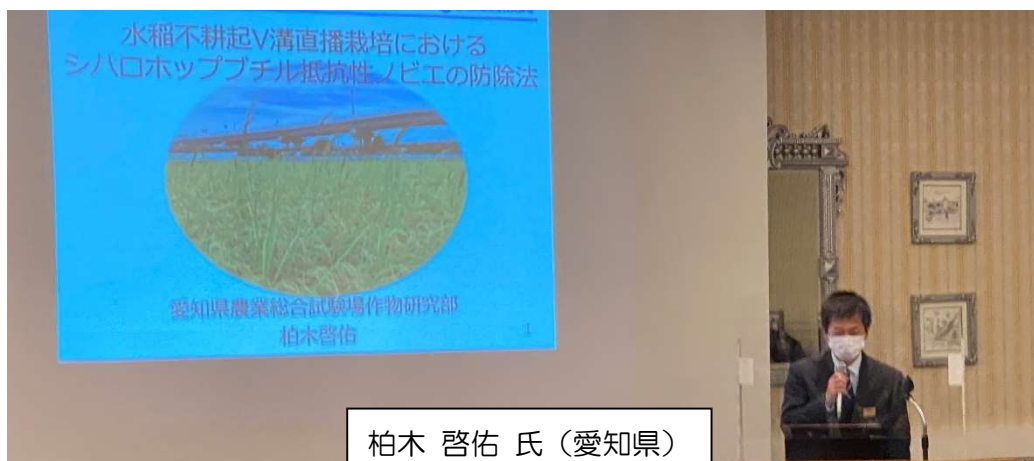
プリグロックスL 安全対策協議会	吉岡 弘夫 様（シンジェンタジャパン(株)）
ランネット普及会	田中 俊実 様（TKI ジャパン(株)）
クロルピクリン工業会	志田 篤彦 様（技術顧問）

- ・「植物防疫及び農薬関係行政について」

東海農政局消費・安全部農産安全管理課 藤田 孝次 様

- ・「シハロホップブチル抵抗性ヒエについて」

愛知県農業総合試験場作物研究部作物研究室 柏木 啓佑 様



柏木 啓佑 氏（愛知県）

- ・ 農薬安全コンサルタントリーダーへの認定書の授与
大森 理事長より認定書の授与
農薬安全コンサルタントリーダー挨拶



農薬安全 CL に認定された 近藤 政樹 氏 山本 亘 氏

- ・ 閉会挨拶：青木 理事

安全協幹事の皆さんに受付、資料配布等をお手伝いいただきました。

ありがとうございました。



青木 理事

6. 2023 年度 関東・甲信越地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 9 日（木）11：00～16：30

開催場所：東京ガーデンパレス（文京区湯島）

出席者：栗原副理事長、伊藤監事（関東地区長）、佐藤友紀理事（甲信越地区長）、
組合員 37 名、賛助会員 30 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の伊藤監事より開会が宣言され、下記のとおり会議が進行した。

- ・開会挨拶：

関東地区長 伊藤 監事

- ・挨拶と全農薬の概況報告：

栗原 副理事長



佐藤 友紀 理事

伊藤 監事

- ・安全協活動について（2023 年事業計画等）：

関東地区 小出 勝利 常任幹事代理（第一アグリ株）

甲信越地区 山田 浩人 常任幹事（アグログリーン株松本営業所）

- ・指導農薬の説明：

プリグロックスL 安全対策協議会 齊藤 健央 様（シンジェンタジャパン株）

ランネット普及会 田中 俊実 様（TKI ジャパン株）

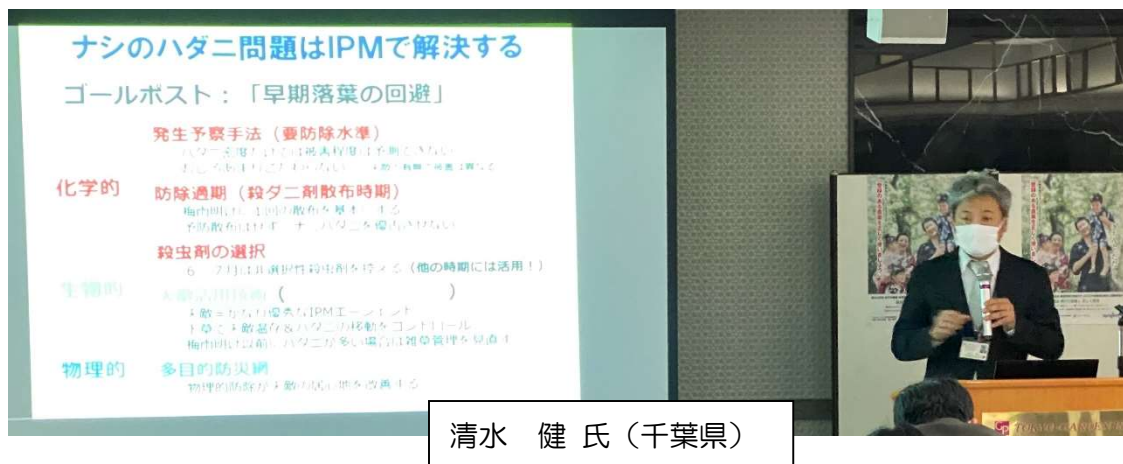
クロルピクリン工業会 志田 篤彦 様（技術顧問）

- ・「植物防疫及び農薬関係行政について」

関東農政局 消費・安全部 農産安全管理課

（植物防疫関係） 代市 守 様

（農薬関係） 片岡 明宏 様



・「本気で取り組むニホンナシの IPM」

千葉県農林水産部 担い手支援室 専門普及指導室 清水 健 様

・農薬安全コンサルタントリーダーへの認定書の授与

栗原 副理事長より認定書の授与

農薬安全コンサルタントリーダー(代表者)挨拶



農薬安全コンサルタントリーダーに認定された

小林 秀樹 氏 遠西 雄太 氏 阿部 直人 氏 内山 正明 氏 福田 匠 氏
(大平 義矢 氏は欠席)

・閉会挨拶：佐藤 友紀 理事

7. 2023 年度 東北地区会議

開催日時：2023（令和 5 年）年 2 月 14 日(火) 11：00～16：00

開催場所：仙台ガーデンパレス（仙台市宮城野区榴岡）

出席者：栗原理事長、池田理事（地区長）、佐藤剛理事、菊地理事、組合員 37 名、
賛助会員 20 名、事務局 2 名

定刻になり、司会の佐藤剛理事より開会が宣言され、下記のとおり会議が進行した。



- ・ 開会挨拶：東北地区長 池田 理事
- ・ 挨拶と全農薬の概況報告：栗原 副理事長
- ・ 安全協活動について（2023 年事業計画等）：
東北地区 押切 一郎 常任幹事（山米商事株）
- ・ 指導農薬の説明：
プリグロックスL 安全対策協議会 浅井 紀博 様（シンジェンタジャパン株）
ランネット普及会 島津 文栄 様（TKI ジャパン株）
クロルピクリン工業会 志田 篤彦 様（技術顧問）
- ・ 「植物防疫法の改正について」
東北農政局消費・安全部農産安全管理課 武藤 崇之 様



- ・「秋田県におけるドローンを活用した農薬散布の取組みについて」
秋田県農業試験場生産環境部病虫害担当 高橋 良知 様

- ・ 農薬安全コンサルタントリーダーへの認定書の授与
栗原 副理事長より認定書の授与
農薬安全コンサルタントリーダー(代表者)挨拶



農薬安全コンサルタントリーダーに認定された
村上 裕太郎 氏 明石 智昭 氏 菅田 文昭 氏

- ・ 閉会挨拶：菊地 理事

安全協幹事の皆さんに受付、資料配布等をお手伝い
いただきました。
ありがとうございました。



8. 2023 年度 全農薬・安全協地区会議・農薬技術研修会（北海道地区）

開催日時：2023（令和5年）年 2月21日（火）9：30～16：50

開催場所：札幌商工会議所8階 Bホール（札幌市中央区）

出席者：大森理事長、木幡理事（北海道農薬卸協同組合理事長）

- ・主催者挨拶：北海道農薬卸協同組合 木幡 光範 理事長
- ・挨拶と全農薬の概況報告：大森 理事長
- ・指導農薬について：
 - プリグロックスL 安全対策協議会 浅井 紀博 様（シンジェンタジャパン(株)）
 - ランネット普及会 田中 俊実 様（TKI ジャパン(株)）
 - クロルピクリン工業会 志田 篤彦 様（技術顧問）
- ・安全協北海道地区会議：安全協北海道支部
- ・情報交換会 参集範囲：
 - 農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室
 - 北海道農政部生産振興局技術普及課
 - 北海道農薬卸協同組合各社オーナー、実務者

○ 研修会

- ・開会挨拶：北海道農薬卸協同組合 木幡 光範 理事長
- ・来賓挨拶：大森 茂 理事長
- ・「農薬取締制度をめぐる情勢」
 - 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 上野 敬規 様
- ・「バイオスティミュラントについて」
 - アリスタライフサイエンス株式会社 須藤 修 様
- ・「令和4年の発生にかんがみ注意すべき病害虫」
 - 「令和5年の普及奨励・指導参考となった農業技術の内容（病害虫関係）」
 - （地独）北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場 浅山 聡 様
- ・挨拶：北海道農政部生産振興局技術普及課 谷川 博文 様
- ・閉会挨拶：北海道農薬小売商組合理事長 松田 雅映 様

9. 2023 年度 九州地区会議

開催中止

安全協ポータルサイトによる地区会議に代わる講演

- ・「最近話題の病害虫と関連技術」
 - 宮崎県総合試験場 生物環境部 特別研究員兼副部長 黒木 修一 様

10. 第 99 回植物防疫研修会（農薬安全コンサルタント資格） 報告

安全協農薬安全コンサルタントの資格試験となる植物防疫研修会（日本植物防疫協会主催）の第 99 回が下記のとおり開催された。

この研修会は全国農薬協同組合、農薬工業会の関係者及び植物防疫に携わる方々が受講し、今回は全国から 43 名が受講し、このうち全農薬組合員からは 18 名の受講となった。

1. 研修会実施内容

- (1) 日時：2023 年 2 月 6 日(月)13:30～10 日(金)15:30
- (2) 研修生：42 名（全農薬推薦 18 名、工業会推薦 18 名、一般 4 名、協会職員 2 名）
- (3) 講師：農林水産省消費・安全局の担当官、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、農薬検査部の専門官、農研機構の各部門の専門家、薬剤に関する内容については、農薬会社や日本植物調節剤研究協会の専門家。
カリキュラムは 98 回と同様
- (4) テキスト：各講師作成の講義パワーポイントの印刷物、「農薬概説」
- (5) 試験問題：第 98 回と同内容で実施
- (6) 交流会：新型コロナウイルス感染状況を踏まえ実施しない

2. 新型コロナウイルス、インフルエンザ等への対応

- (1) 受講生については、毎日来所時に検温を実施、常時マスクの着用、手の消毒等を要請、体調不良者が出た場合のため待機室を準備。
- (2) 受講生の座席は名簿順に固定（感染者発生時の対応のため）

3. 実施結果

- (1) 受講生については、1 名が微熱により検査（火曜・水曜午前中）のため講義を離席。病院での検査結果が陰性であったため、受講継続を許可した。
- (2) マイク機器の不具合があった、その後は別機材を導入。
- (3) 修了試験は 43 名で実施

4. 修了試験結果（追試者がおり一部未定）

この試験結果に基づき、合格者には日本植物防疫協会理事長名による「修了証」並びに全国農薬協同組合理事長名により「農薬安全コンサルタント認定証とバッジ」を授与。

関係団体からのお知らせ

1.「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、化管法）施行令の一部を改正する政令」への対応に係るお願い

農薬工第 2023-290 号
2023 年 2 月 21 日

全国農薬協同組合 殿

JCPA 農薬工業会
専務理事松浦克浩

平素は、当会の活動につきましてご協力を賜りありがとうございます。

さて、ご案内のように、化管法(別名:化学物質排出把握管理促進法)に係る。PRTR 制度・SDS 制度の対象となる化学物質の見直しに関する、首記の改正政令が公布(2021 年 10 月 20 日付)され、2023 年 4 月 1 日より施行されることとなっております。

化管法では、対象化学物質又はそれらを含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報の提供が義務付けられております(SDS 制度)。今回の改正では、対象化学物質の追加や削除とともに、対象化学物質の管理を政令番号とは別の管理番号を用いることに変更されました。

経済産業省では、SDS 制度に基づく的確な情報提供の履行と PRTR 制度に基づく適正な届出の促進の観点から、改正内容に沿った SDS(安全情報シート:化学物質の性状と取扱いに関する情報)の修正及び関係者への情報提供を要請しております。これに伴い、当会としましては 2009 年の同法律施行令改正の際と同様に、関係事業者(農家、販売者等)の方々へ改正に係る周知を図るため、会員会社による製品の SDS の改訂を行うとともに製品の新旧対照表を当会のホームページに括して掲載することといたしました。

つきましては、ホームページへの掲載状況をまとめましたので、農家等、農薬最終使用者の方々への販売に携わっておられる貴組合員等関係者様にご連絡いただきたくお願い申し上げます。

以上

農薬工第 2022-290 号
2023 年 2 月

農家等農薬最終使用者への農薬販売に携わる皆様へ

JCPA 農薬工業会

化管法 SDS 情報の提供について

平素は、当会の活動につきまして、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、化管法(別名:化学物質排出把握管理促進法)では、対象化学物質又はそれらを含有する製品を事業者間(製造者、販売者、農家)で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報の提供が義務付けられております(SDS 制度)。農薬につきましても、対象化学物質を含有する製品の販売に当たっては、譲受人が当該製品に係る危害防止措置を講じられるように情報を提供しなければなりません。

今般、化管法に係る PRTR 制度・SDS 制度の対象となる化学物質の見直しに関する化管法の改正政令が公布(2021 年 10 月 20 日付)され、2023 年 4 月 1 日より施行されることとなりました。今回の改正では、対象化学物質の追加や削除とともに対象学物質の管理を政令番号とは別の管理番号を用いることに変更されました。但し、当局により、新旧情報を周知する前提で政令番号等の変更等に伴う流通品の回収は不要であることが確認されております。

これにより、2023 年 4 月 1 日以降、旧ラベルの農薬製品については、今回の改正に基づく SDS 情報の変更等を農家等農薬最終使用者の方々に周知する必要があり、情報提供を求められた場合は、以下の手順に従って、新旧対照表により変更の内容等を確認し、ご説明いただきますようご協力のほどお願い申し上げます。

(新旧対照表の利用手順)

当会ホームページの「農薬をご使用になる方へ」のページ
(URL : <https://www.jcpa.or.jp/user/>)
に掲載されているボタン「化管法新旧対照表」をクリックする



会社一覧からお手持ちの製品の会社名を探し「新旧対照表へのリンク」をクリックする。

(注) 会社名の記載がない場合は、当該会社の製品には今回の政令改正に伴って変更する製品がないことを示します。



表示された新旧対照表から、商品名、登録番号などで該当製品を検索する。

(注) 製品が掲載されていない場合、今回の政令改正に伴う修正はありません。

(本件に関する問合せ先)

JCPA 農薬工業会 安全広報部

松淵 定之 TEL : 03-5649-7191 携帯 : 080-6329-5039

Email : matsubuchi@jcpa.or.jp

行政からのお知らせ

1. 「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」の一部改正について

4 消安第 5136 号

令和 5 年 1 月 13 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局

稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米における農薬の残留については、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知。以下「本通知」という。) 別紙 2 の管理基準により、残留基準値を定めているところです。

今般、本通知について、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の作物残留試験の結果等を評価し、下記の改正の概要及び別紙の新旧対照表のとおり、飼料の管理基準を改正しました。

つきましては、内容御留意の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対し周知いただきますよう御協力をお願いします。

記

改正の概要

- 1 インピルフルキサム及びメタゾスルフロンについて、稲わら及び稲発酵粗飼料の管理基準を新たに設定する。
- 2 スルホキサフロルについて、稲発酵粗飼料及び粃米の管理基準を新たに設定する。
- 3 テブフェノジド及びベンズピリモキサンについて、粃米の管理基準を新たに設定する。
- 4 ハロスルフロンメチルについて、稲発酵粗飼料の管理基準を改正する。
- 5 マラチオンについて、稲わらの管理基準を改正する。
- 6 メタミホップについて、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の管理基準を新たに設定する。

別紙の新旧対照表

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/obj/r4_5136.pdf

2. 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

4 消安第 5168 号

令和 5 年 2 月 1 日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室 課長補佐（農薬検査班担当）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

今般、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省令第 6 号）が令和 5 年 2 月 1 日付けで公布されましたので、本改正内容について、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について（概要）

1 現行制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて飼料の成分規格を定めることができることとされており、当該成分規格は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）において定められている。

このうち、飼料に含まれる農薬の成分である物質については、成分規格等省令別表第 1 の 1 の（1）のセ及びソの表において、飼料を超えて含まれてはならない量（以下「残留基準」という。）を平成 18 年 5 月に暫定的に定め、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果や、国内外での農薬の使用基準（農薬の使用方法）の変更等を踏まえ、適宜見直しを行っている。

なお、セの表は、飼料の原料について、原料ごとに残留基準を定めるものであり、また、ソの表は、飼料の原料を配合した飼料（配合飼料）について、給与対象となる家畜ごとに残留基準を定めるものである。

2 改正の趣旨

今般、成分規格等省令別表第 1 の 1 の（1）のセに掲げる農薬の成分であるペンディメタリン、イマザピル、シアナジン及びマラチオンについて、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果が答申されたことから、当該評価結果を踏まえ、

ペンディメタリン等の残留基準を見直し、以下のとおり、成分規格等省令の一部を改正する。

なお、本改正について、農業資材審議会に意見を聴き、それぞれ令和元年12月、令和2年10月、令和2年12月、令和4年4月に適当である旨の答申を得ている。

(1) ペンディメタリン

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：ペンディメタリン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
えん麦	0.1	0.1
大麦	0.2	0.2
小麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.2	0.2

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：ペンディメタリン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
マイロ	0.1	0.1
ライ麦	0.2	0.2
牧草 (アルファルファに限る。)	<u>15</u>	<u>150</u>
牧草 (アルファルファを除く。)	<u>15</u>	<u>2,000</u>

※ 下線部は改正部分

(2) イマザピル

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：イマザピル (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
大麦	(新設)	<u>0.7</u>
小麦	0.05	0.05
大豆	5	5
大豆油かす	7	7
とうもろこし	0.05	0.05
牧草	30	30

※ 下線部は改正部分

(3) シアナジン

飼料の原料	残留基準 (mg/kg) (規制対象物質：シアナジン (親化合物のみ))	
	改正前	改正後
えん麦	<u>0.01</u>	(削る。)
大麦	<u>0.05</u>	(削る。)
小麦	<u>0.1</u>	(削る。)
とうもろこし	<u>0.1</u>	(削る。)
マイロ	<u>0.01</u>	(削る。)
ライ麦	<u>0.01</u>	(削る。)
牧草	<u>0.01</u>	(削る。)

※ 下線部は改正部分

3. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

令和5年2月16日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室 課長補佐（農薬検査班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことにつきまして、別紙のとおり令和5年2月14日付け生食発
0214 第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知が出されま
したので、お知らせします。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示
第28号）により、下記の申請に係る農薬の残留基準値が設定又は変更され
ました。

記

アシノナピル（ダニオーテ）
トリフロキシストロビン（フリント）
フェナリモル（ルビゲン）
フェンピラザミン（ピクシオ）
フルキサメタミド（グレーシア）
フロニカミド（ウララ）
ペンチオピラド（アフエット、フルーツセイバー、ガイア）

4. 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 -農林水産省-

農林水産省では厚生労働省と連携し、発生状況を把握することにより効果的な再発防止策の指導を通じて事故及び被害を防止することを目的として、全都道府県に情報提供を依頼し、毎年農薬事故や被害の実態調査を実施しており、令和３年度の調査結果を取りまとめ、過去５年の事故件数等の推移とあわせ公表した。

以下の表のとおり、農薬の使用に伴う人に対する事故は１９件、農作物や魚類の被害は１３件であった。

1. 人に対する事故（原因別）		(件 (人))				
原 因	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
(1)マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	6 (6)	6 (7)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	
(2)強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	
(3)長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
(4)防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	
(5)ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	2 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
(6)被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	1 (7)	4 (14)	5 (17)	4 (6)	3 (11)	
(7)保管管理不良等による誤飲誤食	6 (11)	3 (3)	2 (2)	8 (9)	6 (6)	
(8)運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	0 (0)	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
(9)その他	2 (2)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	
(10)原因不明	2 (2)	7 (7)	0 (0)	6 (6)	3 (3)	
計	21 (38)	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)	

		（件（人））				
区分		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
死亡	農薬の使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他・原因不明	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	小計	1 (1)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
中毒	農薬の使用	11 (23)	12 (23)	9 (21)	8 (10)	8 (16)
	誤用	5 (10)	4 (8)	2 (2)	8 (9)	6 (6)
	その他・原因不明	4 (4)	5 (7)	0 (0)	5 (5)	5 (5)
	小計	20 (37)	21 (38)	11 (23)	21 (24)	19 (27)
計		21 (38)	25 (42)	11 (23)	22 (25)	19 (27)

(注) ・集計した事故には、自他殺は含まない。
・区分欄の「農薬の使用」は、上記(1)～(6)が該当。
・区分欄の「誤用」は、上記(7)～(8)が該当。

2. 農作物、家畜（蜜蜂※を除く）及び生活環境動植物等に対する被害						(件)
被害対象	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
農作物	3	7	8	12	8	
家畜	0	0	0	0	0	
蚕	0	0	0	0	0	
魚類	13	5	7	9	5	
その他	0	0	0	0	0	
計	16	12	15	21	13	

また、平成 21 年度から、中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報も掲載している。

令和 3 年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/230113.html>

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果について（令和 2 年度及び令和 3 年度）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/221223.html>

全農薬ひろば

菜の花（アブラナ科アブラナ属の花の総称）

アブラナ（学名：*Brassica rapa* var. *nippo-oleifera*）

セイヨウアブラナ（学名：*Brassica napus*）。

菜の花は、アブラナ属の総称として用いられるが、特にアブラナまたはセイヨウアブラナの別名としても用いられる。また、菜とはナタネ、カブ、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー、カラシナ、ザーサイなどアブラナ

属で主として花や葉茎を食するものをいい、菜の花は食用(菜)の花の意味である。コマツナ、ハクサイ、キャベツなどは葉を若どりして食し、カブは茎葉部を、カリフラワーブロッコリーはとう立ちさせ花蕾を食する。

○特徴

アブラナ属の種は 30 種程度で、農業や園芸分野ではそれらをもとに多様な栽培品種が作出されている。利用法も幅広く、葉や茎が野菜、根が香辛料、花は観賞用、種子は香辛料のほか、植物油の重要な原料となる。アブラナ属植物は、多くが自家受粉しない自家不和合性を持つ虫媒花であるため、種間交雑が生じやすい性質を持ち、属間交雑も生じている。栽培品種では種以外に多数の変種、品種が存在する。

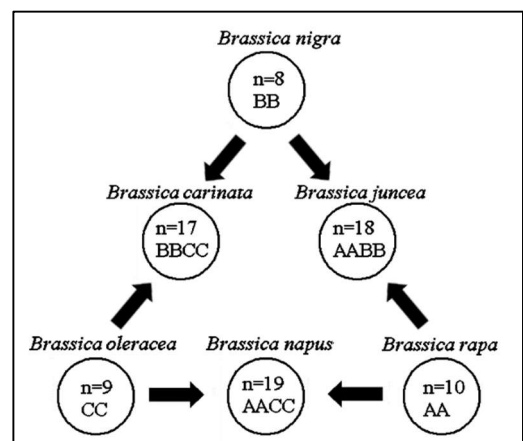
○主な種：変種

- *B. rapa* : アブラナ、ミズナ、カブ、コマツナ、ハクサイ、チンゲンサイ
- *B. napus* : セイヨウアブラナ、ルタバガ、ナビコール
- *B. oleracea* : ケール、カリフラワー、キャベツ、ブロッコリー、ハボタン
- *B. juncea* : カラシナ、タカナ、ザーサイ

○進化

ゲノム解析により、アブラナ属には遺伝子のセットを 1 組持つ種と、2 組持つ複二倍体の種があり、図のように進化したと考えられている。

(一部 Wikipedia より引用)



撮影場所：藤沢市

花言葉：『快活』『明るさ』

